



全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

＜国民健康保険分科会＞

保険局国民健康保険課説明資料
平成31年3月12日

I 国民健康保険をめぐる動向

II 平成30年度国民健康保険助成費の概要、
補助金申請事務等

III 国保組合の事務運営

< 目次 >

I 国民健康保険をめぐる動向	1
1. 改革後の国保運営	4
2. 保険者機能の強化	16
3. 保険者努力支援制度	41
4. 赤字削減・解消計画	50
5. 法改正事項	56
6. 税制改正関係	74
7. 国保関係事務に係る留意点等	78
8. 国保特別会計の財政運営	90
9. 31年度納付金等の算定結果	96
10. 保険料水準の統一に向けた議論	114
11. 国保保険者標準事務処理システム	120
12. 都道府県による給付点検	130
13. 第三者求償の取組強化	136
II 平成30年度国民健康保険助成費の概要、補助金申請事務等	148
III 国保組合の事務運営	156

7. 国保関係事務に係る留意点等

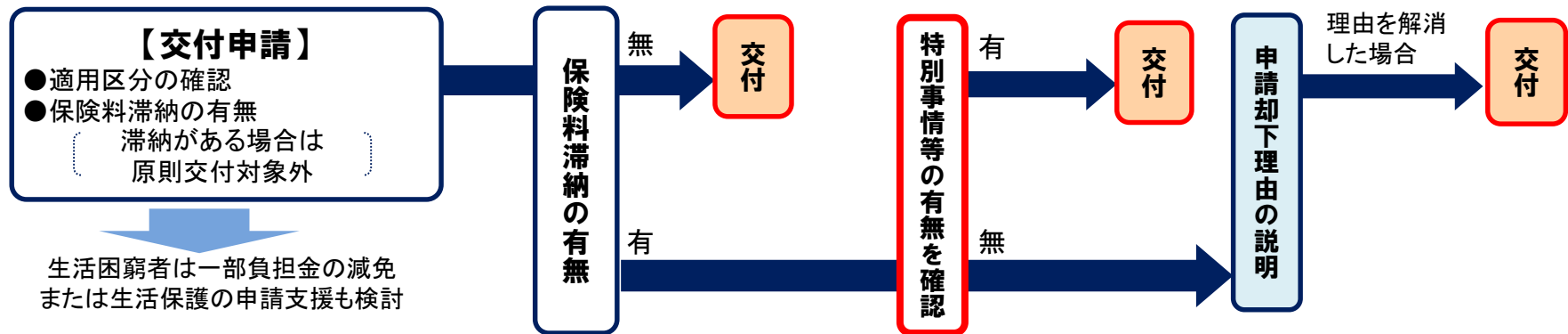
限度額適用認定証の運用に当たっての留意点

保険料に滞納がある者への限度額適用認定証の交付

70歳未満の被保険者が限度額適用認定証の交付を受ける際は、各種添付書類を添えて申請書を提出するとともに、保険料（※）の滞納がないことが条件となっている（国保法施行規則第27条の14の2第1項第3号）。**※延滞金は含まない。**

ただし、**特別の事情がある場合**（災害、盗難・病気、負傷・事業の休廃止、事業の著しい損失、又はこれらに類する事項）**又は保険者が適当と認める場合**は、保険者の判断により交付する事も可能とされている。

被保険者に限度額適用認定証の交付を行わない場合は、交付されない理由と、当該理由を解消の上再度申請すれば交付されることについて、説明を行っていただく必要がある。



70歳から74歳の被保険者における所得判定

非課税世帯に属する70歳以上の被保険者の自己負担限度額の適用区分については、総所得金額等（公的年金等の支給を受ける者については公的年金等控除額を80万円として算定）の有無により判定を行う。

※各所得の算定に当たっては、損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の所得金額を用いる。

所得額が少ない被保険者については、**控除漏れ等がないか確認する等、被保険者の生活実態に即した判定を行うよう留意して頂く必要がある。**